

令和3年12月三種町議会定例会会議録

令和3年12月10日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は、次のとおりである。

1番	三浦敦	2番	平賀真
3番	伊藤千作	4番	
5番	児玉信長	6番	清水欣也
7番	加藤彦次郎	8番	後藤栄美子
9番	成田光一	10番	大澤和雄
12番	工藤秀明	13番	堺谷直樹
14番	安藤賢藏	15番	小澤高道
16番	金子芳継		

一、欠席した議員は、次のとおりである。

11番 高橋満

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町	長	田川政幸	副町長	檜森定勝
総務課長	石井靖紀	企画政策課長	工藤一嗣	
税務課長	小松仁	町民生活課長	荒川浩幸	
福祉課長	清水真	健康推進課長補佐	相原公英	
農林課長	工藤伸也	商工観光交流課長	牧野誠一	
建設課長	進藤敦	上下水道課長	近藤光明	
琴丘支所長	渡邊裕子	山本支所長	皆川和華子	
会計課長	平澤仁美	教育長	藤田良博	
教育次長	後藤誠	農業委員会事務局長	嶋田修一	

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	後藤芳英	議会事務局主査	池内和人
議会事務局主任	齊藤亜美		

一、本日の会議に付した事件

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 7 4 号 令和 3 年度三種町一般会計予算の補正について
- 第 3 議案第 7 5 号 令和 3 年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 4 議案第 7 6 号 令和 3 年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について
- 第 5 議案第 7 7 号 令和 3 年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について
- 第 6 議案第 7 8 号 令和 3 年度三種町水道事業会計予算の補正について
- 第 7 議案第 7 9 号 令和 3 年度三種町下水道事業会計予算の補正について
- 第 8 議案第 8 0 号 三種町子育て交流施設条例の制定について
- 第 9 議案第 8 1 号 三種町国民健康保険条例の一部改正について
- 第 1 0 議案第 8 2 号 指定管理者の指定について（地域福祉センター・山本在宅介護研修センター）
- 第 1 1 議案第 8 3 号 指定管理者の指定について（じゅんさいの館・加工施設）
- 第 1 2 議案第 8 4 号 指定管理者の指定について（グリーンぴあ・加工施設）
- 第 1 3 議案第 8 5 号 指定管理者の指定について（はねがわ湖水館・キャンプ場）
- 第 1 4 議案第 8 6 号 指定管理者の指定について（ぼうじゅ館）
- 第 1 5 議案第 8 7 号 指定管理者の指定について（サンバリオ）
- 第 1 6 議案第 8 8 号 指定管理者の指定について（ゆうぱる）
- 第 1 7 議案第 8 9 号 指定管理者の指定について（パレス琴丘）
- 第 1 8 議案第 9 0 号 指定管理者の指定について（歌舞伎会館）
- 第 1 9 議案第 9 1 号 字の区域の変更について
- 第 2 0 議案第 9 2 号 令和 3 年度三種町一般会計予算の補正について
- 第 2 1 陳情付託委員会の審査報告（発委第 4 号から第 7 号までの上程）
- 第 2 2 陳情第 5 号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情
- 第 2 3 陳情第 6 号 精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情
- 第 2 4 陳情第 7 号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情
- 第 2 5 陳情第 8 号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情
- 第 2 6 陳情第 9 号 新型コロナウイルス罹患後と同ワクチン接種後の健康状況調査についての陳情書
- 第 2 7 発委第 4 号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書について
- 第 2 8 発委第 5 号 精神保健福祉の改善に関する意見書について
- 第 2 9 発委第 6 号 安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを求める意見書について

- 第30 発委第 7号 介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める意見書について
- 第31 発委第 8号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について
- 第32 発議第 1号 三種町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について
- 第33 発議第 2号 三種町議会議員の任期を改めるための決議について
- 追加日程第1 発委第9号 三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 第34 閉会中の継続調査の件

議長 金子芳継は、令和3年12月10日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開会する旨宣告した。（午前10時00分 開会）

議長（金子芳継）

おはようございます。

本日の出席議員数は14名であり、定足数に達しております。

なお、11番、高橋満議員からは欠席届が出されております。

また、本日、健康推進課からは相原課長補佐が出席する届出があります。

本日の会議を開きます。

本日の日程について、議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営（工藤秀明）

委員長

おはようございます。

本日、議会運営委員会を開催し、議事日程について協議しましたので、その結果をご報告いたします。

皆様のお手元に配付しております議事日程第3号のとおり、昨日、延会した一般質問を行い、その後、既に上程、付託されております議案及び陳情の審議のほか、町長提出の議案1件、委員会提出の意見書案5件、議員提出の議案2件を追加上程することとしましたので、議員各位の慎重かつ円滑なご審議をお願い申し上げまして、ご報告とします。

議長（金子芳継）

議会運営委員長の報告を終わります。

昨日に引き続き、日程第1. 一般質問を行います。

ただいま6番、清水欣也議員から、12月9日の会議における発言について、会議規則第63条の規定によって、お手元に配付いたしました発言取消申請書に記載した部分を取り消したいとの申出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、6番、清水欣也議員からの発言取消しの申出を許可することに決定いたしました。

それでは、一般質問について順次発言を許します。

7番、加藤彦次郎議員の発言を許します。7番、加藤彦次郎議員。

7番 (加藤彦次郎)

さきに通告してあります2つの事項について、一般質問いたします。

まずは、森岳温泉活性化計画は有効かということです。

町長任期の最終年に計画案が提示されました。コロナ禍など様々な因子があったとはいえ、随分と時間がかかったという印象です。また、憩いの場の整備なのか温泉街への誘客なのか、狙いがはっきりしない計画とも感じています。

5つのハード事業が計画され、概算事業費や実施期間等が示されましたが、果たして温泉街の活性化に資するのか、ソフト事業も含め、いま一度精査して事業に取り組むべきと考えます。

質問その1です。足湯、ドッグラン、多目的広場等のハード事業費を約5,000万円としていますが、いずれも多額の維持管理費を伴います。費用対効果の検証はなされたのでしょうか。温泉街の活性化に有効であると考えられるでしょうか。

質問その2です。11月25日の全員協議会では、温泉街の駐車場整備が優先されるべきとの指摘がありましたが、私も賛同いたします。私有地を買い上げ、駐車場を整備することも検討すべきではないでしょうか。

質問3です。温泉街の活性化に当たっては、地区の組合等の再構築が必須条件であると考えます。再構築された後、事業着手すべきではないでしょうか。

続きまして、広域新ごみ処理場建設運営に関わる町負担はという項目です。

能代山本広域市町村圏組合の新ごみ処理場が建設される運びとなりました。建設費と2026年4月から20年間の運営費を合わせた契約額は190億3,000万円、うち建設費は111億1,660万円と報道されており、多額の負担が懸念されるところであります。

質問1です。建設費に関わる当町の負担額はいかほどでしょうか。また、起債等で対応した場合、一般財源の持ち出しはいかほどになるのでしょうか。

2です。運営費に関わる負担額は現行と比べてどうなのでしょう。

3です。多額の財政負担を伴うものであり、当局から説明があってしかるべきではないでしょうか。

壇上からは以上です。

議長 (金子芳継)

7番、加藤彦次郎議員の壇上での質問が終わりました。当局の答弁を求めます。町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

おはようございます。

それでは、7番、加藤彦次郎議員のご質問にお答えいたします。

初めに、森岳温泉街活性化計画についてでございますが、森岳温泉街活性化計画案については、さきの議会全員協議会でご報告申し上げましたとおり、本年4月から16名の方に委員を委嘱し、ワーキンググループによる検討などを行いながら、計5回の協議を重ねて作成したものでございます。

計画案にあります足湯、ドッグラン、多目的広場等のハード事業に係る費用対効果の検証につきましては、森岳温泉街に町有地が少なく、そのため既存の町有地にある公園などを活用することが検討され、その中で惣三郎沼及び惣三郎沼公園を活用した温泉街の活性化について協議が進められてまいりました。

費用対効果につきましては、平賀議員の質問にお答えしましたように、これまで実施してまいりました事業と本計画案における事業を今後推進することにより新たな人の流れを創出できることや、今ある資源を有効活用することなどにより新たな魅力が創造され、森岳温泉街の活性化及び同地区の飲食店や宿泊施設への誘客にもつながるものと考えております。

次に、駐車場の整備につきましては、現在、ふるさと文化館で95台、ゆうぱるで79台、計174台の駐車が可能であり、現在のところでは対応可能な駐車台数と考えておりますが、さきの議会全員協議会で惣三郎沼公園及びふるさと文化館を利用される方はゆうぱる駐車場を利用する方が多いとのご指摘もございましたので、今後、現地を確認の上、施設開設後の利用状況などを見ながら駐車場の必要性について検討してまいります。

次に、地区の組合等の再構築につきましては、検討委員会でも再構築について提案され、計画案に記載しているところでございます。森岳温泉街の活性化には町だけでは限りがあるため、やはり地域の方々の知恵とご協力をいただき、十分協議しながら活性化を図ることが最善と考えております。そのため、温泉街における組合等の再構築についてはなるべく早く組織できるよう取り組み、組合等の組織化が図られた際は、組合等の方々のご意見を伺いながら、必要性が高く実効性のあるものについては今後報告が予定されている森岳温泉街活性化計画と併せ事業を進め、森岳温泉街の活性化につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、一般廃棄物処理施設整備事業についてお答えいたします。

初めに、建設費に関わる本町の負担見込額でございますが、本事業につきましては、11月29日に開催された能代山本広域市町村圏組合の臨時会において、建設工事請負費は111億1,660万円、運營業務委託費は79億1,340万円として請負契約締結議案が可決されたところでございます。

今後の協議事項である構成市町村の負担割合につきましては、現時点では詳細は示されておらない状況にあり、あくまでも独自の試算となりますが、

本町の現行の負担割合20.71%で試算しますと、建設費に関わる負担金は約17億7,800万円と見込まれます。

また、建設費負担金につきましては、現在、一般廃棄物処理事業債の活用を想定しておりますが、本事業債は国の交付金対象事業費については充当率90%、交付税措置50%、交付金対象外事業費については充当率75%、交付税措置30%となっておりますので、交付税算入見込額は約6億3,600万円となり、一般財源の持ち出しは約11億4,200万円と見込まれるところでございます。

次に、運営費に関わる負担見込額でございますが、建設費の負担割合と同じく今後の協議事項であることや、灰の処理費及び売電機能による負担軽減額が予測できないことから、現状ではお示しできないことをご理解お願いいたします。

いずれにいたしましても、本事業に係る関係市町の負担制度につきましては、今後の協議事項であり、現行制度に基づき試算したものでございます。来年2月に能代山本市町村圏組合の議会定例会も予定されており、事業費の詳細が分かり次第、令和4年度当初予算案に計上し、ご審議いただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

7番、加藤彦次郎議員の再質問を許します。7番、加藤議員。

7番 (加藤彦次郎)

温泉街のほうからいきます。

今朝、私、森岳温泉街を歩いてちょこっと現地を見てきました。まず印象としては、ずいぶん温泉街から遠いなという印象であります。町長、この計画は温泉街活性化なんですけれども、温泉街とはどこを指すのか、まずそこから確認させてください。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (牧野誠一)

交流課長 お答えいたします。

森岳温泉街ということでございますけれども、この計画を検討委員会で検討していくに当たりまして、当初は石倉山公園から惣三郎沼公園にかけていろいろ検討がされた経緯がございます。

その中で、全部絵を描くのが非常に困難なところもございましたので、検討委員会のほうでは少し、先ほど町長が話しましたとおり、ワーキンググループの中で話し合われてきた内容でございますけれども、分湯場のあるところからゆうばる方面にかけて整備できないかということも検討されてまいりました。

ただ、町有地が非常に少ないものでしたので、集客できる場所としまして

は惣三郎沼公園及び惣三郎沼にまず人が来れるようなところを設けて、それを森岳温泉街のほうの誘客につなげるという内容で進めてきた経緯がございます。

議 長 （ 金子芳継 ）

7 番。

7 番 （ 加藤彦次郎 ）

先ほど答弁にもありました公園を整備して新たな施設を整備して森岳温泉街への誘客につなげるんだというのは分からないではないんですが、果たしてそれが可能なのかというところが一番であります。計画は温泉街の活性化ですから、今日、私は行って遠いなと思ったのもその1つ。そして、そこで、例えば、足湯に入った人も温泉街のほうに繰り出してご飯食べるとかそういうことをするにはちょっと遠いという印象を受けました。

町長は、昨日の平賀議員への答弁で、ハード事業により新たな人の流れをつくり、その人々を温泉街の誘客につなげるのは今後の課題であると言っているんですが、計画段階で最もメインである温泉街の誘客が課題だというのは、とても計画として成立するのだろうか、これを進めていいのだろうかという気になりますけれども、町長、昨日、そう述べているんですが、課題として、今後の課題だと認められますか。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

昨日の平賀議員への答弁のとおり、課題というかやはり越えなければいけないところだと思っております。簡単に公園のほうを整備したから森岳温泉街のほうに人が来るといような安易な考えは正直持っておらないという意味での課題という表現になります。本来であれば、やはりそういうしっかりとした人の流れを構築していくべきなんだろうとは思いますが、ただ、ちょっとまだ予測もできない状況なので、ソフト事業も含めてハード事業とうまく連携させる意味での課題という意味でお答えさせていただきました。

議 長 （ 金子芳継 ）

7 番。

7 番 （ 加藤彦次郎 ）

それでは、個別のハード事業について伺います。

まず、費用対効果というか維持管理費がすごいと思うんです。例えば、足湯設置に900万円としておりますが、それは給配湯工事も含めた額なのか、それをやったとしても、その後、温泉の使用料だったり下水道使用料だったりかなりかかると思うし、多目的広場にしても芝生の管理というところかなりかかるはずで。ドッグランにしても同じようなことになると思うんですが、そこの辺は検証なされているんですか。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに、費用対効果という部分でお答えする部分では大変難しいと思っております。ただ、やはり公園事業そのものは収入を得る部分では確かに見えづらい部分はあるかと思えます。

ただ、町民に対するサービス、そして来る人方が楽しめる場所として町が提供するという意味では、費用対効果という1つの指標だけではなくて、それ以上の効果をやはり町として考えていくというところがこの事業の1つの目的であると私は考えております。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

維持管理費に関する検証はなされたんですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (牧野誠一)

交流課長 お答えいたします。

維持管理費につきましては、まだ正確な形での数値ははじき出してございません。

ただ、現在、温泉街の一番上に足湯が設置されてございますので、そのような維持管理の関係とか、あとふるさと文化館に足湯を作った場合、実際、今考えられているのがゆうばるからの分湯をしまして引けないかということで今計画しているものでございます。

ただ、議員おっしゃいますとおり、下水の関係が非常に経費をどのようにしていくのかというところが、この後精査が必要なところだと感じております。

あと多目的広場、ドッグランにつきましては、維持管理につきましては人員含めてこの後検討してまいりたいと思っておりますのでございます。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

屋外施設ですよね。冬場、ドッグランとか広場とかはなかなか使いづらい、使えるようにするには随分お金がかかるんだろうという気がしています。

私は、このハード事業は5つあるわけですけれども、メインは多分足湯だと思うんです。900万円でどのような足湯ができるのか、私にはちょっと想像できないんですけれども、やっぱりあずまやみたいなのがあって、足湯があって、なおかつ、いつでもということになるとトイレも必要なんじゃないかなという気がしています。

まず、足湯を整備して、それで様子を見て何年か後に広場とかドッグランとかそっちのほうに取りかかるとというのが現実的じゃないかと思うんですが、いかがですか。

議長（金子芳継）
商工観光交流課長。

商工観光
交流課長（牧野誠一）
お答えいたします。

この事業の整備の順番につきましては、いろいろ検討してきたわけですが、できればドッグラン、多目的広場、足湯一緒に開設したかったわけですが、多目的広場の整備に芝を張る予定ですので、芝生の養生に少し時間がかかるということでございますので、足湯が令和5年度ということではちょっと遅れておりますけれども、まず施設全体が一斉に活用できるのは令和5年度の途中からになるかと思っております。

議長（金子芳継）
7番。

7番（加藤彦次郎）

いや、そうではなくて、5つのハード事業が全部できるのは、この計画のままいくと令和5年だというのは分かるんですけども、メインになる足湯をがりっとしたものを作ったほうがいいんじゃないか。まず、そこから始めるべきじゃないか。ほかはその様子を見て進めるほうがいいんじゃないかと思うんですが、町長はどう思いますか。

議長（金子芳継）
町長。

町長（田川政幸）
お答えをいたします。

足湯についてはこれまでもいろいろ議論もされてまいりましたし、早急にという思いではありました。ただ、今回、活性化計画策定に当たって、様々な委員の皆さんのご意見をいただきながら計画として盛り込んだ部分でございますので、やはり計画に沿った形でやっていく、単体での魅力も当然あるんだろうと思いますけれども、やはりそれぞれの施設が同時に稼働することによる人の滞留時間だとかそういう部分も期待されるものではないかと私は思っておりますので、その辺りも少し検証しながら、この辺り詳しく詰めていきたいと思っております。

議長（金子芳継）
7番。

7番（加藤彦次郎）

先ほども申し上げました概算事業費として足湯900万円としています。900万円の足湯というのはどのような施設なのか、想像というか計画の中でどのような施設になりそうなんですか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (牧野誠一)

交流課長 お答えいたします。

現在、ふるさと文化館の西側に使われていない円形の花壇があるわけなんですけれども、大きさ的には大体花壇くらいのところに屋根のかかったあずまやとあと足湯ということで、それほど利用人数はあまり大きいものは考えてございません。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

私もそこを今朝見てきたわけなんですけれども、確かに眺めはいいんですが、階段を登っていく必要がある。割とお年寄りには結構きついところだと思うんですけれども、その辺のことは考えていますか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (牧野誠一)

交流課長 確かにあそこに検討していた中で、議員ご指摘のとおり、階段がやはり非常に課題にはなると思います。駐車場から裏側を回って、要は多目的広場を予定しているほうに行くところにはスロープ的な舗装されている通路もございますので、誘導する場合には、ちょっと登るのは大変な方についてはそちらのほうに誘導しながら利用していただくようなことも考えられるのかなということで、現在は考えているところでございます。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

私は、にかほのほうにあるすばらしい足湯みたいなものは無理かと思いますが、足湯がメインであれば足湯を重点的にまず整備して、がりっとしたものを作ってという考え方なんですけど、町長はそうではないと、一体的にやっっていくんだということで、その辺は見解の相違であります。

次に、駐車場の必要性について、ふるさと文化館とゆうばるで174台あって、足湯とかを使う分には間に合うだろうということだったんですが、それを温泉街の飲食店なり旅館なりに行くには、やっぱり温泉街に駐車場がないと温泉街への誘客にはつながらないんじゃないかと思うんです。

現状でいいますと、例えば、私、分湯場の上のほうのそこに止めたりなんかするわけなんですけれども、私はまだまだ下まで下りてきたりするのは大丈夫なんですけれども、いろいろ考えますと、やっぱり温泉街の中に町有地がないという話だったんですけれども、私有地を借り上げて、それを、例えば、新しくできるであろう組合等に無償貸与して管理してもらって運営していくと、それが必要んじゃないかと思うんです。土地勘のある人だったら、あ

そこだったら止められるとかあるかと思うんですが、足湯とかで来た人あるいは子供、今度子育て支援施設ができるんですが、森岳近辺以外の方々が温泉街に行ってお飯食べようと思っても、止めるところがよく分からないんですよね。ぜひ、これはやっていただきたいと思うんですが、私有地を買い上げてでもやるべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (牧野誠一)

交流課長 答えいたします。

駐車場につきましては、公共の駐車場は議員おっしゃるとおり森岳温泉の分湯場からゆうばるの間にはないような状況でございますけれども、大変利用するのが不便だという話でございましたけれども、今、それこそこの後、組合等をまず組織できればなど考えてございます。その組合等のご意見等も聞きながら、必要性については検討してまいりたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

その組合等なんですけれども、実は温泉街の活性化については3年前からもう活性化協議会があって、このたび、また温泉街の活性化という案が出たわけなんですけれども、私は、全協でも言ったんですが、一番は当事者というか温泉街の人たちが自らを助くという形で頑張るのが必須条件ではないかと思うんです。それがなかったから今まで計画が進んでこなかったと、町長の公約の一番だったと思います温泉街の活性化が、それがなかったからできないんじゃないかなと私は思っているんですが、ぜひ、それを早急に、先ほど答弁でもありましたが、それこそが一番の肝ではないかと思うんですが、どうでしょうか。

議 長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (牧野誠一)

交流課長 答えいたします。

それこそ本計画案に示されているとおり、地区の方々のやっぱりマンパワーといいますか、やはりそこに関わる人方のご協力また知恵とかがないと、なかなか町としても活性化というのは非常に難しい問題であると認識しておりますけれども、そういうものを解決していくための手段には必要だと充分認識しているところでございます。

よって、その地区に関わる方々、また町で観光とか提言できる団体等があれば、そういうところも含めまして組織化できればなど考えている次第でございます。

議 長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)
案として我々に示されたわけですが、これが成案となるのはいつでしょうか。

議長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光
交流課長 (牧野誠一)
お答えいたします。

現在、委員長のほうとも日程を今詰めているところでございますけれども、もう1回検討会を開催いたしまして最終案を作成したいと考えてございます。それをもって町への報告とする予定でございます。

議長 (金子芳継)
7番。

7番 (加藤彦次郎)
いつ頃になりそうですか。

議長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光
交流課長 (牧野誠一)
お答えいたします。

現在、ちょっとスケジュール的には年内ということを進めていきたいと存じておりますけれども、委員等の都合等をまだ確認できておりませんので、まずなるべく早めに取りまとめたいたいと考えております。

議長 (金子芳継)
7番。

7番 (加藤彦次郎)
取りまとめて成案となるまでに、商工観光課は当然関わっていくんですが、町長の意見が入る余地はあるんですか。

議長 (金子芳継)
商工観光交流課長。

商工観光
交流課長 (牧野誠一)
お答えいたします。

今回は三種町森岳温泉街活性化事業計画検討委員会で集約するものでございますので、町のほうからは助言という形でいろいろ進めてきた経緯もございます。今回の全員協議会と今定例会等のご意見等も、検討会のほうにはお話ししたいと思っております。

議長 (金子芳継)
7番。

7番 (加藤彦次郎)
そういうことは、この計画案を受けてどうしていくかは町の考え方だということになるわけですね。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (牧野誠一)

交流課長 お答えいたします。

これは町の考え方というよりは、やはり検討委員会の皆様のご意見を尊重したいと思っておりますので、先ほど申しましたとおり町はまず助言という形でやりまして、その後、検討委員会の報告という形にさせていただきたいと思っております。

議長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

いやいや、計画を実施するかどうかは、それはまた別の話だということになるわけですね。この計画案としては、策定する委員会の方々ができるんでしょうけれども、あとはどうしていくかは、当然町が事業主体ですから町が考えることだということだと思いますよね。

議長 (金子芳継)

商工観光交流課長。

商工観光 (牧野誠一)

交流課長 お答えします。

事業につきましては、今申し上げましたとおり検討委員会から上がってきた提案ということで町のほうでは受けさせていただきたいと思っております。

事業の実施に当たりましては、議員お話しのとおりまず町が事業主体になりますので、町のほうで財政面とかいろいろ考慮しながらいかなければいけないものと考えてございます。

議長 (金子芳継)

7番。

7番 (加藤彦次郎)

次に入ります。

広域のごみ処理場に関しては、昨日も一般質問がありました。町の負担としては11億4,200万円で起債の償還は20年という話がありまして、運営費に関してはまだ見えないところはあるんですけども、現行とそんなに変わらないんだと理解しています。

それで、質問3の当局から説明があつてしかるべきではないかという質問なんですけど、先日、12月1日付でこれが全戸配布されました。建設費についてこうだよと号外ということで出ていまして、金額が出ております。100億円以上の金額が出ていますが、町民の皆さんから随分かかるもんだねと、三種町の負担はどのぐらいなのかみたいなことを聞かれるわけですが、概算でもいいから議会等にやはり説明が早めにあるべきではないかと思いません。三種町になって15年ですか、なるんですけれども、負担額が11億円の建物というのは初めてだと思つたので、この辺は概算でもいいから早めにあ

るべきではなかったかと思うんですが、いかがでしょうか。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

お答えいたします。

昨日、児玉議員にも申し上げましたが、負担割合が今のところ非常に見込めない状況にあります。曖昧な数字でご説明するよりも、ある程度固まった形で広域で示されてから詳細についてはご説明したいと今考えております。

議長（金子芳継）

7番、マイクをちょっと近づかせてください。

7番（加藤彦次郎）

そうすると、来年の2月以降ということになるんでしょうか。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（石井靖紀）

町長も答弁されておりますけれども、2月に広域の議会がございます。そのときに、4年度の負担金はまず示されることになっておりますので、その負担割合に基づいて全体の負担見込みは出せるかと思っております。

3月定例会の前の全員協議会等でそれが詳細になれば、予算審査会になるのか全協に出すのか、そこら辺は今検討中でございます。（「分かりました。終わります」の声あり）

議長（金子芳継）

7番、加藤彦次郎議員の一般質問を終わります。

次に、3番、伊藤千作議員の発言を許します。3番、伊藤千作議員。

3番（伊藤千作）

それでは、一般質問を行います。

最初に、昨年6月定例会での町長の答弁についてであります。

私は、昨年6月議会一般質問で、陸上配備型迎撃ミサイルシステム「イージス・アショア」をめぐり、複数の政府関係者が秋田市の陸上自衛隊新屋演習場への配備を断念したことが明らかになりましたが、同時に、秋田県内への配備を断念したわけではないことも明らかになったことを言いました。政府がイージス・アショアの新たな候補地選びを県内のほかの国有地を軸に進めれば、再調査時点で自衛隊施設を抱える6市町村のどこかが候補地になる公算が大きくなります。この中に三種町自衛隊射撃場も入っているとされておりますと、町長の見解、答弁を求めました。

町長は、新たな候補地として当町の射撃場が入っているとのことだが、そのような話は聞いていないとの答弁でありました。

しかし、今年10月1日付での秋田魁新報が一面トップで「男鹿と三種に配備案」と大見出しで報道をしました。

翌10月2日付で、北羽新報では、取材に基づいて今年の5月9日に秋田

市で防衛省関係者と面会し、三種射撃場を候補地として検討している旨が防衛省から伝えられていたことを町長は認めております。

その約1か月後に私が議会で質問し、先ほどの町長の答弁となりましたが、町長答弁は明らかに虚偽答弁であります。この虚偽答弁をして何を隠したかったのでしょうか。

魁新報では記事の中で、水面下での接触など何もないかのように振る舞う政府と自治体の姿勢は、国民の目の届かないところで何らかの意思決定があったのではないかという疑念を招きかねないと報道をしております。

町長の議会での虚偽答弁は、議会と町民に対する裏切り行為と言われても仕方ありません。今までの議会での町長答弁の信頼性、そして今後の町長答弁も信用できるかなど、大きな不信につながりかねない事態であります。

以下、質問項目であります。

1つ目としましては、2020年5月9日土曜日、面会は町長と同行者はいたのか、その有無はいかがでしょうか。

2つ目としましては、面会のアポはいつ受け取ったのでしょうか。

3つ目としましては、どこの場所で面会したのでしょうか。

4つ目、面会は公務か。公務であるならば、公用車を使用したはずであります。日報記録は正しく処理されているのでしょうか。

5つ目としましては、いかなる理由にしても虚偽答弁は認められません。

6つ目としましては、政府は年内に住民説明会を開くということでありますけれども、何か報道によるとこの23日に決まったようであります。これは秋田市だけなのか、三種町への案内は来るのでしょうか。町として、議会にその説明する機会を設けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

7つ目としましては、今後、いつまた同じような案件が来るかもしれません。我が町はもう受け入れない、断固断るとの表明をこの場ですべきではありませんか。

2つ目としましては、八竜の風力発電所の建て替えについてであります。

建て替えを計画するエムウインズ八竜は、新発電所の総出力を2万8,000キロワット、風車1基当たりの出力を4,300キロワット、風車の基数は7基とすることを決めております。現在は18基でありますけれども、総出力は1基当たり1,800から2,800キロワット増えて大型化していく計画であります。

2021年11月10日に、三種町でエムウインズ八竜の住民説明会が開催されました。そのときに感じた問題点を以下質問いたします。

1つ目としましては、撤去工事で基礎くいを地上1メートル以下を残すとしておりますが、問題であります。残す理由としては、対地電圧の上昇を抑え冬期間の高いサーズを分流するとしております。これはまやかashiであり、撤去費用の削減と工期の短縮ではないのでしょうか。

将来、発電を継続しない場合は撤去するとしておりますが、二十数年後の撤去の補償は当てにならないわけであります。県と覚書を締結するとしてお

りますけれども、2つ目としまして、全て撤去して更地にして原状復帰させ、返却すべきであります。

3つ目としましては、今後、建て替える前例となる可能性があり重要問題であります。能代市浅内では、現在、24基を7基に建て替える工事が行われておりますが、ここでは全て基礎くい引き抜きされております。

4つ目としましては、三種町でも今後同様の問題が起り得るので同意しないしてほしいと思います。

そして、以下項目を上げます。

風車の影、これがシャドーフリッカー問題と言われておりますけれども、この建設予定風車は、能代山本で最大の4,300キロワット、風車最高点は160メートルであります。風車の影は屋根直径120メートルであり、その10倍の1,200メートルに及び影響を受けます。この影響する民家は何世帯あるのでしょうか。

現在でも、上谷地地域では健康被害を訴えている人がおります。風車が巨大化し健康被害の増大を危惧しております。該当する民家への説明はなされているのでしょうか。

バードストライク、毎年のデータがあるのかの問いの答えは、取っていない、要するに調査をやっていないということでありましたけれども、調査をやらせるべきであります。

準備書はもう終わりましたけれども、12月6日まで三種町役場で縦覧することになっておりました。住民の意見を受け付けるとしておりますけれども、縦覧場所はきちんとし部屋を取ってやるべきだと思いますが、どうなっていたのでしょうか。

以上で、壇上での質問を終わります。

議長 (金子芳継)

3番、伊藤千作議員の壇上での質問が終わりました。
当局の答弁を求めます。町長。

町長 (田川政幸)

それでは、3番、伊藤千作議員のご質問にお答えいたします。

初めに、昨年6月定例会での私の答弁についてでございますが、昨年5月9日土曜日の面会については、同行者はおらず、私1人でございます。

面会のアポイントについては、詳しい期日は忘れましたが、4月の下旬、連休前だったと記憶しております。

面会の場所は、秋田市内でございます。

移動については公用車を使用しておらず、公務とは捉えておりませんでしたので、これは日程のほうにも入力しておりません。

虚偽答弁とのご指摘でございますけれども、私が面会したこの日の段階では、調査地の1つとして検討しているが、関係者への説明、理解がまだ得られていないということでした。

その後、6月定例会において伊藤議員からの一般質問までには、特段、先

方からの連絡もなく決定事項でもないようでしたので、いたずらに町民の不安をあおる必要はないと判断したことから、当時の答弁となったものであります。そこをご理解いただいて、虚偽答弁とまでは考えておりません。

住民説明会の件でございますが、本町の射撃場ではイージス・アショアの件について何ら調査をしたわけでもございませんので、説明をする必要はないと考えております。

同じような案件が来たときに断固断ると表明するべきとのことですが、国民や国土を守る国防については、政府にとって大きな責務でございます。今後も町民の生命、安全が脅かされることのないよう、町として必要な対応を取ってまいりたいと考えております。

続きまして、八竜風力発電所の建て替えについてお答えいたします。

撤去工事で地下の基礎ぐいを残すことについては、基礎ぐいを接続した場合の落雷の抵抗値を、新設する7基のみの場合と、新設の7基及び既存の18基を接続した場合等を比較し、既存の18基と接続したほうが抵抗値が軽減されるとの数値が証明されていることから再利用するものであり、既存地下工作物の取扱いに関するガイドライン及び環境省からの通達で再利用することが差し支えないとの方向性が示されております。

また、同事業者が既設風車の基礎ぐいを活用して接続設置することについては、土地の所有者である秋田県と協議が行われており、建て替えによる風力発電事業の終了後は全ての基礎ぐいを撤去する内容での覚書の締結を含めた調整が進められていることから、町としても遵守していただくよう協議を進めてまいります。

また、風車の影の問題につきましても、風車が大型化されることに伴い、民家から1キロメートル以上離れた配置であり、農地への影響についても配慮していると伺っております。

さらに、バードストライクの件につきましても、環境影響評価で市街調査の調査結果が示されていることから、町から事業者へ改めて調査を依頼する必要はないと考えております。

最後になりますが、縦覧についての特定の場所の確保については、庁舎の利用上、長期間での使用が困難であることから、今後も同様に実施してまいりたいと考えております。

以上のことから、町では、事業者に対して住民の方々や環境問題については誠実に対応していただくよう引き続き協議をしてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

以上でございます。

議 長 (金子芳継)

当局の答弁が終わりました。

3番、伊藤千作議員の再質問を許します。3番。

3番 (伊藤千作)

町長の答弁は、昨年5月9日に自衛隊の方々と面会したことはあったのですが、候補地として決まっておらず、不確定な情報を伝えるべきではないという意味のことでありました。

この時期というのは、町長、お分かりのとおり昨年5月、6月というのは、新屋地区が政府の自衛隊のずさんな資料、あるいは職員が説明会で居眠りをしていたり、もうこれでは駄目だという批判が巻き起こって、新屋地区は候補地から外れたという経緯があったんです。

その上で、それ以外の秋田県内の候補地を探していたというのは、もう明らかなんです。私も壇上で言ったように、県内の6市町村の自衛隊の施設のあるところを候補地と探していたんです。それが男鹿と三種射撃場ということで、候補地を絞って来てあったと。それが大きく魁に報道された一面トップ記事です。大見出しでなったでしょう、あれ。その時点で男鹿と三種が候補地として挙がってあったんです。それを町長と5月9日に自衛隊の幹部が会って話をしたんです。

だから、候補地としてまだ決まっていなかったということではなくて、候補地の1つとしてももう三種町の射撃場があるんだよということを伝えたいと思うんです。これでいくと2つに1つ、50%ですよ、確率。これは大変な問題ですよ。

このときに、我々は当初から新屋に候補地が決まったあの時点で、私は大澤町議と2人で話し合ってたんです。これは、新屋が駄目になれば完全に三種町に来るなということも2人で話し合ってたんです。

そういう経緯もあって、これではもう住民の安全、平和を守るためには大変大きな問題だということで、大澤さんも議会で取り上げ、安藤賢藏さんも取り上げて、3人でこの問題を取り上げてきた経緯があるんです。これが三種町の射撃場に来たら大変だという思いがあったからです。住民の安全、平和を脅かす、これは大変な問題だということで、我々が率先してこれを取り上げてきたというのが経緯なんです。

さっきの5月9日ということで町長が面会した段階では、もう新屋が駄目だということが決定してあったんです。どこにするかということで防衛省が検討して、その1つに三種ということも考えてあったのは紛れもない事実なんです。町長、先ほど何かそんな正式に決まっていないうんぬんというけれども、50%の確率で男鹿かここかという、もうかなり高い確率でなっている。

そして、私が思うには、突如6月に河野大臣が撤回した、あれは。もう仮の話ですが、あれが撤回されずにもし三種町の射撃場が候補地になったら、町長あなた、今の答弁では通用しなくなっていたと思うんです。これはあとは辞任するようなことになってあったと思うんです、正直に答弁しないという問題は。ただ、6月に突如河野大臣が撤回するということになったものだから大きな問題にならないと町長思っているかもしれないけれども、町長、行政というのは秘密があつては駄目なんです。何においても、秘密は

一切あっては駄目なんです。そういうことでいかないといけないのに、町長は防衛省から聞いていたのに、議会で私に対する答弁は全く逆のことをしゃべっている。うそです、うそ。うその答弁をしているんです。これは大変大きな問題です。

魁新報でもそれらについて報道しておりましたが、魁新報は、こういうふうに言っています。こうした事実が世に知られないままでの問題点を、柳澤さんという人、これは内閣官房副長官補、そしてこう言っているんです、その方が。柳澤さんは、国民が検証できないことだと指摘しております。配備計画はなぜ大臣がやめようと言うまで継続したのか。配備計画を途中でやめるという無駄はなぜ生じたのか。そうしたことを検証の対象だと、もっと賢い政策判断をするためにはどうすればよいかという教訓は共有させなければならないと、これは民主主義の基本だと言っているわけです。

ですから、詳細を明らかにして住民にも知らせ、議会にも知らせ、論議していくというのが基本なんです。それを町長は曖昧だということの何か勝手に解釈して、議会答弁でうその答弁をしたということは大きな問題だと思います。それらについては町長、何も感じませんか。何か責任の一端を感じているとか、何かかにかの何か思いがありませんか。

議長（金子芳継）

町長。

町長（田川政幸）

お答えをいたします。

伊藤議員おっしゃるとおりかと思えます。確かに、当時、新屋の配備がかなり厳しいという状況にはなりつつあったことでありますけれども、当時のことをいろいろ考えてお答えさせていただきますけれども、正直、この件については、町で賛否含めていろいろ議論になるであろうということは当時容易に想像はつきました。

ただ、表向き、表も裏もないという話に伊藤議員に言わせればそうなるのかもしれませんが、やはりまだこれ以上、町民の不安というかそういう部分に三種という名前がまだない状況の中で、私が公務ではないとはいえ、当時の防衛省の方とお会いしてそういう話をされたという部分では、重いものを背負わされたなという気持ちは正直ありました。

ただ、やはりまだそういう意味での配備計画を皆さんに理解を得られていないので、内々にとという言葉がいいのかあれですけども、そういう話をされました。ですから、これは本当に町でも私1人だけ分かる話でございますので、本来であれば、今年10月に魁さんの取材が来なければ、もしかしたら分からなかったということになるかもしれません。

ただ、私としては、当時、河野大臣が新屋配備含めてイージス配備自体を断念したという報道を受けたときに、ほっとしたという気持ちも正直なところありました。

ただ、当時の本当に私の気持ちを申し上げますと、虚偽答弁と言われれば
そうかもしれませんけれども、私としては、町民に変な不確定な情報を与える
べきではないと判断をしたところであり、今になって思えば、結果として
配備が断念したということについては、そういう難しい議論に発展しなくて
よかったなという気持ちももう正直なところあります。

伊藤議員がおっしゃったとおり、虚偽だと言われればその当時はそういう
ことだということをご理解いただいた上で、謝るべきときはしっかり
謝っていきたいと思っております。

議 長 (金子芳継)

3 番。

3 番 (伊藤千作)

あの時点というか、私が6月の定例議会でこの件を取り上げたときは、私
自身、大澤さんもそうですが、安藤さんもそうだったかもしれない、非常に
心配、三種町に、射撃場に候補地が来るのではないかと、あの当時は本当心
配してあったんです。なるのではないかと。そして、風評とかいろいろな報
道とかの中で、三種町の射撃場が候補地になっているという報道もあったん
です。ですから、非常に心配していたんです。

ですから、我々は、あの当時、これを阻止するためにもう反対の組織をつ
くろうと、そして勉強会を開いていこうということで何回か、あの当時、そ
れによって勉強会開いた経緯があるんです。

そうした中で、河野大臣が撤回をしたということで事なきを得たんですけ
れども、本当にあの当時は、三種町の射撃場に来るともう大変な事態になる
と、あの周辺の住民とか等々でも平和とか皆さんに本当影響及ぼすというこ
とでは本当に大きな問題だと思っていたんです。

それが町長はもう5月9日に自衛隊の幹部と会って、何と男鹿と三種と考
えていると聞いていながら、それを議会ですその答弁をするということは
ちょっと考えられない。やっぱりきちんと住民に、あるいは議会に対して
は、知り得たことは、町長、披瀝しないといけませんよ。明らかにしない
といけないと私は思うんです。

もし仮に、さっき言ったけれども、それを明らかにしないままで今年の1
0月1日の魁あるいは北羽新報にこうなった場合には、町長、大変な事態で
あったでしょう。さっき、そうならなくてほっとしたというご答弁あったん
ですけれども、それならば、やっぱり知り得た時点できちっと明らかにする
ということでやっていかないといけないと思うんです。

これはなぜ単独で行ったんですか。誰か、普通はこういう大きなことの問題
点があるときには、助役とか総務課長とか誰かを連れて一緒に行くとかと
いうことに普通はなるんじゃないですか。なぜ単独なんですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

この件に関しては、正直、先方しか分からないことかもしれませんが、仮に本当に、極秘という言葉がこの場で適当かどうかはちょっと疑問がありますけれども、そういう内々で調査等の報告がある場合に、携帯に来たということはやはり多分個人としてという意味だと私は捉えましたので、やはり公務であれば当然役場のほうに連絡が来て、総務のほうを経由して私のアポイントを取るんであろうということで、私の携帯に直接電話が来たということは、恐らく本当に極秘で進めている事例だと私は解釈をいたしました。

当日、当然、会ったときにもやはりそういうしかるべきところの理解がまだ得られておらないのでという前置きがありましたので、これは軽々しく言うべきではないと私は判断したところでございます。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

仮に、まずそうであったとしても、さっきから私が繰り返し言っているように、行政の人方というのは皆さんそうですけれども、秘密というものはないんです、行政に。行政運営していくに当たって、自分で知り得た、あるいは体験した問題は全て公にするというのが基本でなければならないということだと思うんです。

だから、町長は、そこの防衛省の幹部と会ったときには、それが確実、不確実は別にしても、こういうことがあったということはやっぱり、ましてや私が議会で質問しているわけだから、それに対してはきちっと答えるというのが町長の在り方と思うんです。

さっき町長、何かこれについて、謝罪までは行くか行かないか分からないけれども、それらしきお言葉があったんですけれども、何かはっきりと謝罪する、あるいはそれに近いようなことをこの場で言う気はありませんか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

確かに、このような大事な情報を私1人で抱えて表に出さなかったという部分での、情報のかなり特殊性というものも当然あるんですけれども、そういう部分では、この事例が報告すべきかどうかというのを抜きにして、今後もしっかり知り得た情報を皆さんと協議していくためには、しっかり出せる情報は開示していく、そのような気持ちであります。

今回の件に関してはいろいろな評価があるかと思えますけれども、確かに私1人でこのような大事な情報を抱えてしまったことについては、議員の皆様にも説明する機会もする場も設けなかった部分に関しては、申し訳なく思っております。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

それと町長の答弁で私が質問した最後の項目、今後いつまた同じような案件が来るかもしれないということで、我が町はもう受け入れない、断固断るという表明をこの場ですべきであるという問いに対して、町長は何て答えたんですっけ。私、頭に今残っていませんけれども、もう一度お願いします。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

国土、国民、こういうところを守る国防という部分については、国の重要な責務だと思っております。やっぱり今後も町民をはじめ国民を守るためには必要な配備というのは当然国でやっていくべきだと思っておりますので、仮定の話ではなかなか答えづらいと思うんですけれども、当然、町民の安心・安全、それから生命が、財産が脅かされることのないように、町として必要な対応を取っていきたいとお答えさせていただきました。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

その答弁では、じゃあそれを解消できれば何でも賛成するという意味にも聞こえるわけですけれども、やっぱりきちっとこういう案件が来た場合には断固断ると、住民の安全を第一に考えて断固断るということをこの場でやっぱり表明すべきだと思いますけれども、もう一度お願いします。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

この場で表明というのはなかなか難しいかと思えます。やはり国の安全を守るということは、国全体でそれなりの役割があるんだろうと思えます。それが三種町になるかどうかは別として、やはりそれ相応の国民の生命と財産を守るという意味では、そういう事態があった場合には当然、安全・安心という部分をしっかり担保していただいた上で、協力もやむを得ないの思いはあります。

ただ、今回のようなずさんな計画というところについて、唐突に来られた場合はやはり断固反対していくべきと思っております。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

秋田の新屋がなぜ駄目になったんですか。国防だということで新屋ありきでそこに持ってくるということに一斉に住民が反発して反対運動が起きて、

あれは駄目になったんです。それを今町長が言ったような言葉で容認していくとなれば、国防だから仕方がないということでどんなに危ない施政であろうと町民が安全を脅かされようと、そのときはじゃあ受け入れるということになるんじゃないですか。今の答弁は、聞くことによればそういうふうを受け取りますけれども、そういうふうにするんですか、今後。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

やはり国で配備というか、どういう施設になるか分かりませんが、やはり安全である施設であればそれは当然協力していくべきものではないかと思えます。

ただ、今回の、先ほど伊藤議員おっしゃったとおりイージス・アショアについては、根本の部分がもう間違っている、危険だということで断念しておりますので、そういうやはり情報はしっかり精査した上で決めていくというのは当然だと思えます。

その辺りは今後どういうふうな施設、装備、そういうところを防衛省が考えているか私は分かりませんが、やはりそういう部分は、今回このような教訓がある以上は、防衛省としてもそんなずさんな計画というところを強引に推し進めることは私はないと考えておりますので、そういう施設だとか装備の関係にしっかりとした情報をいただいた上で、適宜判断していくということは必要だと思っております。当然、それは町民の方々にもしっかりと今後は説明していくべきだと思っております。

議 長 （ 金子芳継 ）

3番。

3番 （ 伊藤千作 ）

町長は、自衛隊の幹部と5月9日に面会したときに、先方から候補地の1つに検討していますよということを言われたときに、何と答えました、そのとき。

議 長 （ 金子芳継 ）

町長。

町 長 （ 田川政幸 ）

お答えをいたします。

確かに新屋の状況が分かっております。当然、防衛省も分かっております。候補というよりも当時は調査に入るといった話だったので、それが表にどうか新聞公表する、しない、これはまだもうちょっと先の話ですということは言われました。

その際、話を聞いた時点で町はどうですかと言われたときに、今回の新屋の件もありますし当然賛否いろいろな意見が出るといいますという話はさせていただきます。決して簡単な話ではないですという話は伝えさせていた

だいております。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

そう言って、それだけの話合いでしたか。あと別の何か新聞報道とかによりますと、さっき私が壇上でも言いましたけれども、まさかそういうことはないだろうとは思いますが、何かかんかのその話合いの中で、条件といますか、こういうふうによりになりますよとか何かかんかそういう意味の話等々というものはなかったんですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

これは防衛省も含め、私も含め、そういう変な条件は全然ございません。それで、私が当時あれしたのは、新屋の射撃場の配備する計画の経緯だとか、それからイージス・アショアとはというイージス・アショアそのものの説明だとかそういうことは受けましたけれども、いろいろな条件だとかこうだとかという話はなかったです。

ただ、いずれ調査に入るという話で、やはりそれも私はその当時、男鹿の話は全然聞いていなくて、三種の射撃場に調査に入る予定が今ちょっと上がっているの、ただ、それは先ほども申し上げましたとおり、やはり関係者にまだ理解を得られていないということだったので、当然言うべきでないとは私は思っております。

議 長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

これらの経緯を含めて、防衛省が説明に来るということになって、連日、今、魁あるいは今日は北羽にも出てましたけれども、報道されていますよね。さっき言ったように、12月23日に秋田市に来るとかということのようです。さっき、町長、そういうところに出席はしない云々という話しておりましたが、この報道の中で、秋田県には1回、山口県には5回も説明に来るとかということで、これは秋田県を軽視しているのではないかということなどもされておまして、昨日か、住民団体からやっぱり2か所以上でやるべきだという申入れもあったやに報道がありましたけれども、町長は、三種町への説明を含めてどういうふうなことになったのかという説明を聞きたい、あるいはただしいという思いはないんですか。

議 長 (金子芳継)

町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

今回の説明会、私も報道でしか分かりませんが、秋田市新屋地区以外の方々も参加できるというような情報もあったように思います。もし、仮にこの件について詳しく説明を聞きたいということであれば、そちらに参加するのも1つかなと思います。

三種町で調査もしたわけでもございませんし、防衛省が何を説明するのかという部分を考えても、当町に説明会を開いてくれというお願いをすること自体が必要はないかなと私は思っております。

議 長 (金子芳継)
3番。

3番 (伊藤千作)

いずれ、ここの三種町は自衛隊が射撃場を抱えているので、今後、いろいろな面で危険性があると思っていかなければならないと思います。ですから、そういう住民に対して物すごい危険性が及ぶようなことを防衛関係だから云々ということで許すという方向ではなくて、やっぱりどういう施設であろうと住民が第一、住民を守るという立場で、町長、やっぱりきちっと対処して欲しいと思いますし、自分で知り得た情報は自分1人が専有するのではなくて、やっぱり町民あるいは議会にちゃんとその説明をするということを含めて今後ぜひやってもらいたいと思うんですけれども、その決意のほどを述べてください。

議 長 (金子芳継)
町長。

町 長 (田川政幸)

お答えをいたします。

今回の件、大変厳しくご指摘を受けましたので、今後、やはりただ国防というか、こちらの件に関してはかなり情報も特殊ではあることは当然伊藤議員もご理解されていることと思いますので、しっかり説明できる事案であれば、今後はそういうこともしっかり念頭に置いて、町のほうでもしっかり説明の機会等を設けさせていただければと思います。

ただ、やはりいろいろなケースがあると思いますので、やれるもの、やれないもの、当然あると思います。それはひとつご理解をいただきたいと思えます。

また、防衛施設に関しては、今現在、射撃場もあるわけでもございますので、そういう意味では、こういう事案が発生した場合はやはりいろいろなうわさは出ることかと思えます。その辺りはうわさの真偽も含めてしっかり防衛省の本省のほうとも連絡を取り合いながらしっかり対処していきたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

議 長 (金子芳継)
3番。

3番 (伊藤千作)

今後、そういうきちんとして対処して欲しいと思います。

議長（金子芳継）

3番議員さん、あと10分です。

3番（伊藤千作）

じゃあ、次に移ります。

八竜の風力発電の建て替えについてでありますけれども、今ある風車が18基ありますけれども、これを7基に集約して、出力がそれも含めて大きくなるんですけれども、ただ問題の1つは、前の風力の基礎ぐいを上は切るんだけれども、1メートルぐらい残すということのようです。これはやっぱり大きな問題じゃないかなと思うんですけれども、撤去費用の削減と工期を短縮するためにあえてこういうふうにやろうとしているのではないかと私は思うんですけれども、担当のところではこれはどういうふう考えているんですか。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（工藤一嗣）

課長 お答えいたします。

既存風力施設の地下ぐいを地表1メートル以下からを除き残すという点につきましては、確かに未利用の場合であれば産業廃棄物として撤去が必要ということになっております。ただし、今回は風力発電所の落雷による被害が事業者にとっては非常に大きな課題となっていることから、既存の風力施設の地下ぐいを全ての風車と接続設置しまして、いわゆるアースとして利用する、雷被害の軽減を図るために活用するという事で、これは国の示すガイドラインに沿って地下ぐいの利用が認められていることでもありますし、事業者が国内初の試みとして雷対策として利活用するという事でございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

これは今秋田県と業者の間で、話合いの中で覚書を交わすとかということになっているようですけれども、これは秋田県との話合いの中でそういう方向になっていこうとしているんですか。それを町はどういうふう考えているの、このぐいを残すということについて。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策（工藤一嗣）

課長 お答えいたします。

基礎ぐいの再利用につきましては、秋田県の環境整備課と事業者が協議を行いまして、この利用について秋田県が理解を示したところでございます。今後、土地を管理いたします山本地域振興局の用地課と土地の使用について申請を行って、その時点で風車基礎ぐいの残置処理についてという覚書を締

結して、新しい施設の運転終了時までその使用を認めることと、その後の基礎ぐいの撤去、そして廃棄するための費用を社内で計画的継続していくことを覚書とする内容を締結する予定としてございます。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

県とはそういう覚書を交わそうとしておりますけれども、これはやっぱり全て撤去して更地にして原状復帰させて返却させるというふうにやっぱり町としては対応していくべきだと思うんです。

これをやっているところは、今やろうとしている三種町しかないんです。さっき壇上で私が言いましたように、浅内では現在24基を7基に建て替える工事を行われておりましたけれども、ここでは全て基礎ぐいを引き抜いているとなっております。

これが今三種町でやるのが最初になりかねないということで、非常にこれは危険だと思うんです。この基礎のぐいというのは産業廃棄物で、能代山本というのは産業廃棄物には一定の嫌悪感があつてなかなか大変なあれだと思うんですけれども、ここはやっぱりそういう産業廃棄物は出さないし、きちっとやっぱり業者に責任を持って撤去してもらおうということ、きちっと町ではそういう対応をするべきだと思うんです。これを何か県と覚書を交わせばあといいやと、町もそれを容認するという態度ではなくて、やっぱりきちっと対応していただきたいと思うんですけれども、どうでしょう。

議長（金子芳継）

企画政策課長。

企画政策課長（工藤一嗣）

お答えいたします。

既存の地下ぐいを地下に残すことについては、既存地下工作物の取扱いに関するガイドラインの中で、存置することで生活環境上の支障が生ずるおそれがない、対象物は地下ぐいである、地下工作物を本設で利用する、関連事業者及び土地所有者はそれを記録に残し終了後は土地所有者に引き渡す、以上4つの点について満たされている場合は、地下利用がこのガイドラインに沿って認められております。

そして、県でもその地下利用について理解を示していることから、町としてもそれらを踏まえて、今回の地下ぐいの連接使用による雷低減の試みは反対する必要がないものと思っております。

議長（金子芳継）

3番。

3番（伊藤千作）

そういうことを容認すると今後どんどんそれが起きていく、手がつけられない状況に私はなると思っていますので、ここで歯止めをかけておくということがぜひとも必要だと思うんです。ですから、県との覚書をただただ追認して

やるということではなくて、町としても主体的に考えて対応して行ってほしいと思います。

それから、風車の影ですけれども、シャドーフリッカー問題。これが風車の最大建設予定風車は最大で4, 300キロワット、風車の最高点が160メートルになると、影です、風車の影が羽根直径で120メートルで、その10倍の1, 200メートルにも影響を及ぼすと。そうすれば、あそこ釜谷地区の皆さんへの影響が多分出てくると思うんですけれども、これらについては、影響はどのくらい影響するかなどという調査などはしているものですか。

議長 (金子芳継)

企画政策課長。

企画政策 (工藤一嗣)

課長 お答えいたします。

環境影響評価調査の中で、影問題については調査しております。今回の建て替えにつきましては、1本目が既存の風車、釜谷の一番北側、あそこで行くと4本目辺りからが建て始めるということになります。つまり、今、駐車場で利用している部分については一切風車が建たない配置となっております。

そのことから、釜谷浜地区からも1キロ以上今回は離しておりますし、芦崎追泊地区に関しましても1キロ以上確保しているほか、あそこには松林もありますので、調査の中では影による影響がないということになってございます。

議長 (金子芳継)

3番。

3番 (伊藤千作)

あそこ釜谷地区では、風力について反対する団体で聞き取り調査を行って、その中で健康被害が何件か出ているというのも明らかになっておりますので、今後、住民の健康調査については十分に配慮するようにして欲しいと思います。

それから、バードストライクがこの間の説明会の中で質問が出て、そういう毎年データがあるのかという質問等が出ましたけれども、答えは取っていないと、要するに調査していないということのようでした。

ですから、これはやっぱり現地にも人がいるようですので、きちっとそういう調査は毎日やるように、町からもちょっと連絡を取ってほしいと思うんですけれども、そのつもりはあるのか、ないのか。

議長 (金子芳継)

3番さん、あと時間です。

じゃあ、答弁、企画政策課長。

企画政策 (工藤一嗣)

課長 お答えいたします。

バードストライク関係に関する調査につきましては、環境影響評価の中で1年間かけて週2回12か月、計24回、風車を中心として100メートルの範囲で全ての風車で行ってございます。

この中で、1年間で風車の周辺で確認された個体が87羽でございましたが、バードストライクの可能性が高いとされた個体は1羽もおりませんでした。ただ、可能性があると言われた個体が27個体ございましたが、これにつきましてもはっきりとぶつかって死亡したという結果までは判断できないという内容になってございます。

その中で、まずバードストライクによる被害はほとんどないとされておりますし、今回は7基に風車が少なくなるわけですので、風車間隔が開くということで、さらに被害は少なくなる予想されますので、町からは改めての調査は、事業者のほうにはする必要がないというか、依頼する予定はございません。（「議長、最後1問だけ」の声あり）

議長（金子芳継）

時間過ぎただけけれども。時間切れなんです。申し訳ないです。（「分かった」の声あり）

3番、伊藤千作議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第2．議案第74号「令和3年度三種町一般会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。10番、大澤和雄議員。マイクを使ってください。

10番（大澤和雄）

21ページの補助金及び負担金の2つについてちょっと伺いたいんですけども、まず水田利活用緊急対策支援補助金は、議案提案にも大豆及びいわゆる転作振興作物に係る助成金が減額されたということで、それを補正して町がまずその分を補填するというので、農家にとっても非常に安心したというか、いわゆる交付直前になって減額されてちょっと農家の人もびっくりしたと思うんです。今までそういったことはなかったと思うんですけども、面積が拡大したからなのか、通知によれば、国からの配分額が少なくなった、要するに国の全体のもう交付金額が減ったことによって減額ということになったのか、その辺ちょっと、今までは交付間際で減額ということではなかったように思うので、その辺どういう経緯で減額になったのか、ちょっと分かる範囲でお知らせ願いたいんですけども。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

お答えをいたします。

簡単に申し上げますと、飼料用米の対策で費用がかさんでしまって出せなくなったということ聞いております。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

大豆集積加算等とかも1万1,500円から1万800円が農家に支払われる分ですよね。

飼料用米については、私、JAから聞いたんですけども、飼料用米の1万5,000円から1万2,000円に引き下げられたんですけども、これはJAがプール計算という形で何か個人に来るものではないような説明で、それで飼料用米の概算金はJAで既に主食用の単価で概算金を支払っているんです、農家に。

ですから、JAさんもこういうふうに減額されて困っているというか、その分、じゃあ概算金から、農家からもらわなきゃ損をするという形になるのかなとちょっと心配したんですけども、それを町がまず補填してくださるということで大変ありがたいんですけども、そういう飼料用米、令和3年度は大幅に全体の面積が拡大したことによって、いろいろな面からかなりの作物にわたってほとんど減額になったということなんですけども、ほとんど飼料用米の拡大ということによってこうなったということですか、そうすると。

議長（金子芳継）

農林課長。

農林課長（工藤伸也）

いずれ国の施策として、飼料用米による2020年産米の在庫を抱えたことによる流通全体の緩和というか調整のための費用として、想定外の形になってしまったと聞いておりますので、その部分に関して国から来ないという話を11月になって聞きまして、このままでは大変だということで、今回、まず予算措置をさせていただいたところでございます。

議長（金子芳継）

10番。

10番（大澤和雄）

分かりました。

いずれ農家の方も再生協から減額になりましたという通知が来て、みんなやっぱり、いや、これはちょっと大変だなと、米価の下落に続いてダブルパンチのように心配したと思うんですけども、それを町で補填してくださるということは大変まず安心したというかよかったなと思っております。

それと、その上の主食用水稻種子購入助成金についてなんですけれども、これも議案提案にありましたように、米価下落に対して早速まず営農継続支援として出してくださるということなので大変ありがたいんですけども、今後の補正予算とか手続というか、農家が今度申請書なりで申請するのか、どういう流れなのかなと思ったものですから、その辺ちょっと教えていただければなと思っております。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (工藤伸也)

今の予定でいきますと、本日をもって採決いただければ、早速手続いたしまして、今月中に皆さんのところからの申請書を受理できれば1月中の支払いを目指して進む予定でございます。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

そうすれば、じゃあ農家に申請書等が配付、申請してもらおうという形になるんですか。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (工藤伸也)

そのとおりでございます。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

そうすると、主食用となっているんですけども、例えば、飼料用米に回った分の面積というか、それは主食用でないという形でその面積が除かれるのかどうか、その辺、結構主食用で種子注文して、それこそ今年の春に飼料用米に転換してくださいとお願いされて、JAのほうから協力してくださいということで飼料用米にみんな転換した方もかなりいるんです。それでも米価下落になかなか歯止めはかからなかったんですけども、そういう方は主食用に助成ということですけども、飼料用米の種子を作付した面積は除かれるのかどうか、ちょっとその辺はどういうふうになるんでしょうか。

議 長 (金子芳継)

農林課長。

農林課長 (工藤伸也)

ご説明させていただいたとおり、基本は主食用米の種子購入の助成ということで進めさせていただいておりますので、飼料用米に関しましてはそれなりの交付金が対象となっておりますので、その部分と重複するというわけにはいかないという考えの下、こういう提案になっておりますので、ご理解をいただければと思います。

議 長 (金子芳継)

10番。

10番 (大澤和雄)

JAさんでは、飼料用米を取りあえず主食用米の概算金で支払っているものですから、農家の方もじゃあどっちなんだろうということを疑問に思う方もいらっしゃると思いますので、その辺、きちんとした説明なりは必要なの

かなと思っていますので、よろしく申し上げます。

以上、終わります。

議長（金子芳継）

ほかに質疑ありませんか。5番、児玉信長議員。

5番（児玉信長）

17ページなんですけれども、選挙なんですけれども、ポスターの掲示場の撤去業務ですか、ちょっと関連してなんですけれども、知事選のときもポスター掲示場ですか、見まして、それから今回の衆議院の選挙のときも秋田からずっと鷹ノ巣、あちらのほうまで車で行くとき、必ず掲示場を見るわけなんです。

三種町の掲示場ほど、ほかの掲示場は非常に新しく立派な掲示場で、支えているところの場所にも支えている添え木というんですか、そういうのもみんな新しい添え木でちゃんと押さえているんですけれども、うちのポスター場等は新しいんですけれども、支えているものがみんな古材料なんです。これはどういうわけなのでしょう。

多分、予算で全て新しいものに計上されているはずなんですけれども、今回の知事選、衆議院選をずっと私、新しいのにはいつなるのかなと思って見ているんですけれども、来春の町長選、それから私どもの選挙もまた同じようなそういうものになるのではなからうかなと思っているんですけれども、今回、こういうふうにして計上されておりますので、総務課長、選挙管理委員会の書記ですから、その点はどういうふうにお考えになっているんですか。または、全然今まで気がつかなかったんですか。

議長（金子芳継）

書記長。

選挙管理委員会書記長（石井靖紀）

お答えいたします。

設置、撤去につきましては、業者の委託になっておりまして、うちのほうの委託の設計の中に、ちょっと確認しておりませんが、材料は同じものを使うという中身になっているかもしれませんので、ちょっと現状を調査しまして、更新が必要であれば委託の設計の中身を変えて設置のほうに設計を組みたいと思います。これからお願いします。

議長（金子芳継）

5番。

5番（児玉信長）

選挙管理委員会として、当然、154か所ですか、町内の掲示場設置場所があるんですけれども、やはり選挙管理委員会が今年はどういう掲示場をどういうところ、当然、指定している場所なんですけれども、いかにどうなっているか、またどういう状況だか、風によってぐらめいているか何しているかということは、やはり当然見て歩かなきゃならない状況だと思うんですよね。多分、そういうことはしていないんじゃないかと思うんです。

だから、三種町だけです。ほかのほうの市町村はみんな、掲示場、ポスター場、それから支え棒もみんな新しいものばかりです。なぜ、うちのほうがちょっとみすぼらしいのかなと、非常に私は今までずっと見て、いつかはこの場でお話ししたいなと思っておりましたので、多分、限られた毎年同じような業者ではないでしょうか。どういうふうになっているんですか。

議長（金子芳継）
書記長。

選挙管理委員会書記長（石井靖紀）
ポスター掲示場は、議員おっしゃるとおり大体同じ業者になっております。設置内容、材料等の経費について、ちょっと現状を精査しまして取り替えるべきものは取り替えたいと考えております。

議長（金子芳継）
5番。

5番（児玉信長）

157か所ですけれども、それからあれですか、町有地に設置している場所、それから民間のブロックを添えたものに掲示する場合なんですけれども、民間の掲示場に設置する場合は、民間の方にやはりお礼かなんかはするんですか。それとも、そのままよろしく願いますということと言葉1つだけでいい状況になっているんですか。

議長（金子芳継）
書記長。

選挙管理委員会書記長（石井靖紀）
お答えいたします。
民間地の設置につきましては、謝礼等は出しておりませんので、一応お願いして設置の許可をいただいているところでございます。

議長（金子芳継）
5番。

5番（児玉信長）

今回、一般質問でもありましたように、土日の投票率が向上するためということで、町営バスということもありましたし、この157か所の設置場所を来春の町長選挙、それから町議会選挙、また同じく157か所にするんですか。それとも、ある程度削減していくのかどうなのか。そういうお考えは今、これから選挙管理委員会をやると思うんですけれども、どういうふうな流れで考えているのでしょうか。

議長（金子芳継）
書記長。

選挙管理委員会書記長（石井靖紀）
お答えいたします。
直近の選挙については、多分、再編の協議が整わないと思いますので、現状で取りあえず進むことになるかとは思いますが、あくまでも選管のほうの協

議の中で再編とか設置場の数とかは協議していきますので、そこら辺はご理解をお願いしたいと思います。

議 長 (金子芳継)
5番。5番。

5番 (児玉信長)

最後ですけれども、どうか掲示場だけは新しいものに、ほかの市町村に劣らないような同等なものでお願いしたいと思います。

以上、終わります。

議 長 (金子芳継)
ほかにありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第74号「令和3年度三種町一般会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。
1時まで休憩といたします。

午前11時54分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議 長 (金子芳継)
休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第3. 議案第75号「令和3年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

- 議 長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第75号「令和3年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。
日程第4. 議案第76号「令和3年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第76号「令和3年度三種町後期高齢者医療特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）
ご異議ないものと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。
日程第5. 議案第77号「令和3年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（なしの声あり）
- 議 長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第77号「令和3年度三種町介護保険事業勘定特別会計予算の補正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第78号「令和3年度三種町水道事業会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第78号「令和3年度三種町水道事業会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

日程第7．議案第79号「令和3年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議 長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第79号「令和3年度三種町下水道事業会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議 長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第79号は原案のとおり可決されました。

日程第8．議案第80号「三種町子育て交流施設条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 80 号「三種町子育て交流施設条例の制定について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 80 号は原案のとおり可決されました。
日程第 9. 議案第 81 号「三種町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 81 号「三種町国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 81 号は原案のとおり可決されました。
日程第 10. 議案第 82 号「指定管理者の指定について（地域福祉センター・山本在宅介護研修センター）」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第82号「指定管理者の指定について（地域福祉センター・山本在宅介護研修センター）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認め、よって、議案第82号は原案のとおり可決されました。

日程第11．議案第83号「指定管理者の指定について（じゅんさいの館・加工施設）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第83号「指定管理者の指定について（じゅんさいの館・加工施設）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

日程第12．議案第84号「指定管理者の指定について（グリーンぴあ・加工施設）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第84号「指定管理者の指定について（グリーンぴあ・加工施設）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第85号「指定管理者の指定について（はねがわ湖水館・キャンプ場）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第85号「指定管理者の指定について（はねがわ湖水館・キャンプ場）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第86号「指定管理者の指定について（ぼうじゅ館）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第86号「指定管理者の指定について（ぼうじゅ館）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決されました。

日程第15. 議案第87号「指定管理者の指定について（サンバリオ）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

- 議 長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 87 号「指定管理者の指定について (サンバリオ)」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 87 号は原案のとおり可決されました。
日程第 16. 議案第 88 号「指定管理者の指定について (ゆうぱる)」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
議案第 88 号「指定管理者の指定について (ゆうぱる)」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、議案第 88 号は原案のとおり可決されました。
日程第 17. 議案第 89 号「指定管理者の指定について (パレス琴丘)」を議題といたします。
本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 89 号「指定管理者の指定について（パレス琴丘）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 89 号は原案のとおり可決されました。

日程第 18. 議案第 90 号「指定管理者の指定について（歌舞伎会館）」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 90 号「指定管理者の指定について（歌舞伎会館）」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 90 号は原案のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 91 号「字の区域の変更について」を議題といたします。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（ なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第 91 号「字の区域の変更について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（ 異議なしの声あり ）

議 長 （ 金子芳継 ）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第 91 号は原案のとおり可決されました。

日程第20. 議案第92号「令和3年度三種町一般会計予算の補正について」を議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（田川政幸）

それでは、本日追加上程いたしました議案第92号、令和3年度一般会計補正予算案についてご説明いたします。

一般会計の補正は、歳入歳出それぞれ7,421万8,000円を追加し、予算総額を108億3,944万5,000円とするものであります。

補正内容としましては、国の子育て世帯等臨時特別支援事業により、ゼロ歳児から高校生までの子供1人当たり5万円の給付を先行給付するもので、歳出の民生費に事業費及び事務費を、歳入の国庫支出金に事業費補助金を同額計上しております。

以上が補正予算の概要でありますので、議員の皆様にはよろしくご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、議案説明といたします。

議長（金子芳継）

町長の提案理由の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

討論ないものと認め、討論を終わります。

議案第92号「令和3年度三種町一般会計予算の補正について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

日程第21. 陳情付託委員会より、審査報告及び説明を求めます。教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長（小澤高道）

教育民生常任委員会に付託されておりました陳情につきましては、12月7日に審査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

陳情第5号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情」につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第6号「精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情」

につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第7号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情」につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第8号「介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情」につきましては、願意等妥当であると判断し、採択すべきものと決定いたしました。

陳情第9号「新型コロナウイルス罹患後と同ワクチン接種後の健康状況調査についての陳情書」につきましては、コロナ罹患者については県では公表しておらず、また、ワクチン接種者へのアンケートについては個人情報保護の観点から、それぞれ実現は困難であると判断し、不採択とすべきものと決定いたしました。

ただし、町当局におかれましては、コロナ禍において不安を抱えている町民がいることを認識し、町長は町民への呼びかけを丁寧に行い、所管課は可能な限りの情報を速やかに発信するなど、町民の気持ちに寄り添った対応に努めていただきたいと思います。

なお、当該陳情の趣旨の実現を図るため、発委第4号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書について」、発委第5号「精神保健福祉の改善に関する意見書について」、発委第6号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを求める意見書について」、発委第7号「介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める意見書について」を提出いたしますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

以上で、陳情審査報告を終わります。

議 長 (金子芳継)

教育民生常任委員長の報告等を終わります。

ただいまの報告等に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

以上で、教育民生常任委員会の審査報告を終わります。

日程第22. 陳情第5号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情」を議題といたします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第5号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るため国に意見書提出を求める陳情」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第5号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第23. 陳情第6号「精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情」を議題といたします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第6号「精神保健福祉の改善について国に意見書提出を求める陳情」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第6号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第24. 陳情第7号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情」を議題といたします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第7号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを国に求める意見書提出の陳情」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第25. 陳情第8号「介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情」を議題といたします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第8号「介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める国への意見書提出の陳情」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択であります。

本件を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第26. 陳情第9号「新型コロナウイルス罹患後と同ワクチン接種後の健康状況調査についての陳情書」を議題といたします。

本件に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

陳情第9号「新型コロナウイルス罹患後と同ワクチン接種後の健康状況調査についての陳情書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は不採択であります。したがって、原案について採決をします。

この表決は、起立によって行います。

なお、起立しない場合は、委員長報告のとおり不採択とみなします。

本件を採択することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議 長 (金子芳継)

起立少数であります。よって、陳情第9号は委員長報告のとおり不採択とすることに決定いたしました。

日程第27. 発委第4号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第4号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康を守るための意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

日程第28. 発委第5号「精神保健福祉の改善に関する意見書について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第5号「精神保健福祉の改善に関する意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

日程第29. 発委第6号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを求める意見書について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第6号「安全・安心の医療・介護・福祉を実現し、国民のいのちと健康をまもることを求める意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第6号は原案のとおり可決されました。

日程第30. 発委第7号「介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める意見書について」を議題といたします。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第7号「介護をする人・受ける人がともに大切にされる介護保険制度への転換を求める意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

日程第31. 発委第8号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」を議題といたします。

議会運営委員会より提案理由の説明を求めます。議会運営委員長。

議会運営 (工藤秀明)

委員長 発委第8号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」ご説明します。

新型コロナウイルス感染症が地方財政に厳しい影響を及ぼしている現状において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくため、三種町議会会議規則第13条第3項の規定により、本議案を提案し、議会の議決を求めるものであります。

以上、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

議長 (金子芳継)

議会運営委員長の提案理由の説明を終わります。

ただいまの説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

委員長は自席へお戻りください。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議長 (金子芳継)

討論ないものと認め、討論を終わります。

発委第8号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)

ご異議ないものと認めます。よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

日程第32. 発議第1号「三種町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」を議題といたします。

議案提出議員より提案理由の説明を求めます。安藤賢蔵議員。

14番 (安藤賢蔵)

発議第1号「三種町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」ご説明いたします。

三種町の人口減及び秋田県内地方議会の議員定数の動向等を勘案し、三種町議会の議員定数を見直すため、地方自治法第112条及び三種町議会会議規則第13条第2項の規定により、本議案を提出し、議会の議決を求めるも

のであります。

以上、ご審議くださるようよろしくお願いします。

議長（金子芳継）

議案提出議員の提案理由の説明を終わります。

本案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長（金子芳継）

質疑ないものと認め、質疑を終わります。

議案提出議員の安藤さん、自席へお戻りください。

本案に対する討論を行います。討論ありませんか。3番、伊藤千作議員。

3番（伊藤千作）

議員定数削減に反対する立場から討論を行います。

議会が民意の反映、基本政策の立案、行政に対する監視といった求められている機能を十分に果たせる体制であるかなど、地方議会の在り方をめぐる本質的な議論を十分行う必要があります。

今日、国の悪政の下で貧困と格差の広がりが深刻化する中、住民の福祉、教育、環境の充実などが重要課題となってきております。こうしたときに定数削減を進めれば、議員が減った分だけ住民の声を議会に反映させる、町政に届ける上で大きな障害となるとともに、無駄遣いをなくし福祉を充実させる方向へ行財政の流れを切り替える役割発揮も困難になります。

議員定数を減らしてチェック機能が高まったという話は聞いたことがありません。少数より多数でチェックすることが機能を高めることは自明の理であります。多種多様な意思を議会に反映させる下で、行政に対するチェック機能も高まります。議員は住民の代表として審議決定する者ですから、少なければ少ないほどいいということにはなりません。町民代表にふさわしい議員定数が必要であります。そうした観点から、議員定数の問題は議論すべきであります。

議会改革を言うのなら、定数削減をするのではなく、より町民に開かれた議会、活発な議論が保障される改革にこそ行うべきであります。憲法と地方自治法は、議会と首長が対等、平等、チェック・アンド・バランス、抑制と均衡によって地方自治と民主主義を保障する二元代表制を取っております。このたび、その一方の側から議員定数を減らす議案を提出されたことは、誠に残念なことであります。

確かに町民の中には議員が多過ぎるという声があるようですが、こうした声を真摯に受け止めるなら、町議会、議員の活動の質を問う声と受け止め、今必要なのは、議会や議員に対する不信感を取り除き、活発な議論を行えるように議会改革をさらに前に進めることであります。住民の声を取り上げ、また町政をしっかりとチェックすることにより町民への信頼を深め、議員定数を削減せよという声がなくなっていくと思います。

以上のことから、議員定数削減についての反対討論といたします。以上で

す。

議長（金子芳継）
ほかに討論ありませんか。
（なしの声あり）

議長（金子芳継）
討論ないものと認め、討論を終わります。
発議第1号「三種町議会の議員の定数を定める条例の一部改正について」
を採決いたします。
この表決は起立によって行います。
なお、起立しない場合は原案に反対とみなします。
本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。
（賛成者起立）

議長（金子芳継）
ご着席ください。
起立多数です。よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。
日程第33. 発議第2号「三種町議会議員の任期を改めるための決議について」
を議題といたします。
議案提出議員より提案理由の説明を求めます。成田光一議員。

9番（成田光一）
発議第2号「三種町議会議員の任期を改めるための決議について」ご説明
いたします。

三種町議会議員の任期を改めるため、三種町議会会議規則第13条第1項
及び第2項の規定により、本決議を提出し、議会の議決を求めるものであり
ます。

決議文を朗読いたします。

三種町議会議員の任期を改めるための決議。

三種町議会議員一般選挙においては、当選した議員の任期が現職議員の任
期満了日の翌日から始まるという現状に対し、町民の多くは、当選議員が決
まり次第、その任期が始まるという認識にあり、そのため、5月中旬の選挙
期日と任期満了日とが1か月以上も離れていることによって、この間、新た
な議員は公的な活動ができないという状況を生んでいることに疑問の声が上
がっている。

さらに、三種町長選挙も同時に執行されるため、その年度における当初予
算は骨格予算であり、政策的な予算が提出される6月定例会においては、現
職議員がこれを議決することになるが、その議決の責任は、直近の選挙で民
意を付託された新たな議員で当該定例会に臨み、持続的に負うべきである
との声も大きい。

以上については、合併時に議会が在任特例を適用したことにより発生した
ものであることから、議会は町民の声を聴き、真摯に向き合い、そして、令
和4年5月31日をもって現職の任期を終了する方途を講ずることによっ

て、議会を改選後の議員に引き継ぐこととする。

以上、決議する。

令和3年12月10日、秋田県山本郡三種町議会。

以上、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

議長（金子芳継）

議案提出議員の提案理由の説明を終わります。

本案は全議員による提出であるため、質疑及び討論を省略し採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議なしであります。

自席に戻ってください。

発議第2号「三種町議会議員の任期を改めることの決議について」を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

これで暫時休憩します。

午後1時47分 休憩

午後1時49分 再開

議長（金子芳継）

休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1. 発委第9号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」を議題といたします。

議会運営委員会より提案理由の説明を求めます。運営委員長。

議会運営（工藤秀明）

委員長

発委第9号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」ご説明いたします。

議員報酬の支給方法を日割りに改めるなど、社会情勢に適応した議員報酬等の在り方に見直すため、地方自治法第109条第6項及び第7項並びに三種町議会会議規則第13条第3項の規定により、本議案を提出し、議会の議決を求めるものであります。

以上、ご審議くださるようよろしくお願いいたします。

議長（金子芳継）

議会運営委員長の提案理由の説明を終わります。
ただいまの説明に対する質疑を行います。質疑ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
質疑ないものと認め、質疑を終わります。
本案に対する討論を行います。討論ありませんか。
(なしの声あり)

議長 (金子芳継)
討論ないものと認め、討論を終わります。
発委第9号「三種町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」を採決いたします。
本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、発委第9号は原案のとおり可決されました。
日程第34. 閉会中の継続調査の件を議題といたします。
各委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出があります。
お諮りいたします。
各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)
ご異議ないものと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。
以上で本日の日程は全部終了しました。
本日の会議を閉じます。
これをもって、令和3年12月三種町議会定例会を閉会いたします。

午後1時53分 閉会

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

三種町議会議長 金 子 芳 継

三種町議会議員 成 田 光 一

三種町議会議員 大 澤 和 雄